

会員通知 第181号  
平成21年11月20日

会員代表者 各位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 伊藤 義郎

会員による組織再編の承認等に係る「定款」等の一部改正等について

本所は、別紙のとおり「定款」等の一部改正等を行い、本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、昨今の会員における再編の活発化に伴い、本所への届出事項になっている、株主総会の決議や承認を要しない簡易組織再編又は略式組織再編による合併、会社分割又は事業譲渡（以下「簡易・略式組織再編による合併等」といいます。）であっても、事業戦略の変更など会員の経営の体制、財務基盤又は業務執行体制の維持に重大な影響を及ぼすおそれがあるケースが発生する可能性も考えられるため、簡易・略式組織再編による合併等のうち一定の規模を超える場合には本所の承認を受けることとするなど、「定款」等の一部改正等を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

(1)「承認事項」の範囲の見直し

簡易・略式組織再編による合併等として届出事項になっているもののうち、次の から までに掲げる条件に該当する行為については、新たに承認事項とします。

行 為	条 件
他の法人と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併	合併に際し交付する存続会社の株式に1株当たり純資産額を乗じて得た額及び合併に際し交付する存続会社の社債その他の財産の帳簿価額の合計額が存続会社の純資産額の20分の1を超える場合
分割による事業の一部の他の法人への承継	分割により承継させる資産の帳簿価額の合計額が分割会社の総資産額の20分の1を超える場合
分割による事業の全部又は一部の他の法人からの承継	分割により交付する承継会社の株式に1株当たり純資産額を乗じて得た額及び承継により交付する承継会社の社債その他の財産の帳簿価額の合計額が承継会社の純資産額の20分の1を超える場合

行 為	条 件
事業の一部の譲渡	譲渡する資産の帳簿価額が譲渡する会社の総資産額の20分の1を超える場合
事業の全部又は一部の譲受け	譲り受ける事業の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額が、当該譲受会社の純資産額の20分の1を超える場合

(2) 合併等に関する事前通知

承認に係る審査基準の充足状況や手続きの瑕疵の有無等に係る審査の適正な期間を確保するため、承認事項である合併等に関し、原則として、当該行為の決議又は承認に係る取締役会などの意思決定機関による決定の2週間前までに本所へ事前通知を行うこととします。

(3) 「確認書」制度の導入

会員加入に係る審査及び合併等の承認に係る審査において、反社会的勢力との関係がないことを示す本所所定の「確認書」の提出を会員加入申請者及び会員に求めることとします。

(4) その他

その他所要の改正を行います。

なお、「本所が定める日」は平成21年11月24日といたします。

以 上

## 「定款」等の一部改正について

### 目 次

(ページ)

1 . 定款の一部改正新旧対照表 .....	1
2 . 定款施行規則の一部改正新旧対照表 .....	2

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(合併等について承認を受ける義務)</p> <p>第20条 (略)</p> <p><u>2 会員は、前項の承認を受けようとする場合には、本所が定めるところにより、本所に通知及び申請を行わなければならない。</u></p> <p><u>3 本所は、第1項の行為が本所の目的および組織にかんがみて適当と認められないときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により、第1項の承認を与えないことができる。</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第21条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、本所が定めるところにより、あらかじめその内容を本所に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 前条第1項各号に掲げる行為で、会社法(平成17年法律第86号)において株主総会の決議による承認を要しないとされているもの<u>のうち、本所が別に定めるもの(株式会社以外の者にあつては、これと同程度のもの)</u></p> <p>(10)～(13) (略)</p>	<p>(合併等について承認を受ける義務)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 本所は、<u>前項</u>の行為が本所の目的および組織にかんがみて適当と認められないときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により、<u>前項</u>の承認を与えないことができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(届出事項)</p> <p>第21条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、本所が定めるところにより、あらかじめその内容を本所に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 前条第1項各号に掲げる行為で、会社法(平成17年法律第86号)において株主総会の決議<u>又は承認</u>を要しないとされているもの</p> <p>(10)～(13) (略)</p>
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、本所が定める日から施行し、同日以後に、本所に対し第20条第2項に規定する申請又は第21条に規定する届出が行われるものから適用する。</p>	

定款施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第15条第1項、同第16条、<u>同第20条第2項、同第21条、同第22条、同第35条第1項、同第38条第1項、同第40条第4項並びに同第41条第1項の規定に基づき、本所が定める事項及び本所が指定する事項を規定する。</u></p> <p><u>(合併等の通知及び承認申請)</u></p> <p>第3条 <u>定款第20条第2項の通知は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める事項その他本所が必要と認める事項について、当該行為の承認のため株主総会(株式会社以外の者にあつては、これに準ずるもの。以下この条において同じ。)の決議を行う場合は、原則として、当該株主総会の日<sup>2</sup>の2週間前の日まで、株主総会の決議を行わない場合は、原則として、取締役会など会社の意思決定機関による決定の日<sup>2</sup>の2週間前の日までに行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>定款第20条第1項第1号に掲げる合併</u></p> <p>a <u>合併後の株主構成及び役員構成</u></p> <p>b <u>合併の相手方となる法人の概要(当該法人の財務状況を含む。)</u></p> <p>(2) <u>定款第20条第1項第2号に掲げる分割による事業の一部の他の法人への承継又は同項第4号に掲げる事業の一部の譲渡</u></p> <p>a <u>分割又は事業の譲渡後の役員構成、組織体制及び本所の市場における有価証券の売買等の業務の見込み</u></p> <p>b <u>分割又は事業の譲渡に係る事業の概要(当該事業に係る資産及び負債の額を含む。)</u></p> <p>(3) <u>定款第20条第1項第3号に掲げる分割による事業の全部若しくは一部の他の法人からの承継又は同項第5号に掲げる事業の全部若しくは一部の譲受け</u></p> <p>a <u>分割又は事業の譲受け後の役員構成</u></p> <p>b <u>分割又は事業の譲受けに係る事業の概要(当該事</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第15条第1項、同第16条、同第21条、同第22条、同第35条第1項、同第40条第4項並びに同第41条第1項の規定に基づき、本所が定める事項及び本所が指定する事項を規定する。</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>業に係る資産及び負債の額を含む。)</u></p> <p><u>2 定款第20条第2項の申請は、所定の承認申請書に本所が必要と認める書類を添付し行うものとする。</u></p> <p>(届出事項) 第3条の2 (略)</p> <p><u>2 定款第21条第9項に規定する本所が別に定めるものは、次の各号に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(1) 定款第20条第1項第1号に掲げる行為で、合併に際し交付する株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額及び合併に際し交付する社債その他の財産の帳簿価額の合計額が、合併後存続する会員の純資産額の20分の1以下となるもの</u></p> <p><u>(2) 定款第20条第1項第2号に掲げる行為で、分割により承継させる資産の帳簿価額の合計額が、分割を行う会員の総資産額の20分の1以下となるもの</u></p> <p><u>(3) 定款第20条第1項第3号に掲げる行為で、分割により交付する株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額及び承継により交付する社債その他の財産の帳簿価額の合計額が、分割により事業の承継をする会員の純資産額の20分の1以下となるもの</u></p> <p><u>(4) 定款第20条第1項第4号に掲げる行為で、譲渡する資産の帳簿価額が、譲渡する会員の総資産額の20分の1以下となるもの</u></p> <p><u>(5) 定款第20条第1項第5号に掲げる行為で、譲り受ける事業の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額が、当該事業を譲り受ける会員の純資産額の20分の1以下となるもの</u></p> <p>(会員加入申請) 第6条 <u>定款第38条第1項に規定する会員加入申請は、所定の申請書に本所が必要と認める書類を添付し行うものとする。</u></p>	<p>(届出事項) 第3条 (略) (新設)</p> <p>第6条 <u>削除</u></p>

新	旧
<p data-bbox="427 253 536 286">付 則</p> <p data-bbox="151 309 813 488">この改正規定は、本所が定める日から施行し、同日以後に、本所に対し定款第20条第2項若しくは同第38条第1項に規定する申請又は同第21条に規定する届出が行われるものから適用する。</p>	